

山村をめぐる状況

令和6年4月

農林水産省

目次

1	山村の現状	1
2	山村の果たす役割	2
3	山村の実情	3
4	山村振興法について	8

1 山村の現状

- 山村振興法に基づき指定された「振興山村」を有する市町村の数は、全国で734(全市町村数の43%)となっている。
- 振興山村は国土の脊梁地帯を中心に位置し、広大な森林と豊かな自然環境を有しており、全国の林野面積の61%、耕地面積の21%、総人口の2.5%を占めている。
- 振興山村の土地利用状況は、林野面積85%、耕地面積4%となっている。

◇ 全国における山村の位置付け

	山村	全国	対全国比
市町村数 (R6.4.1現在)	734 (200)	1,719	43%
旧市町村数 (S25.2.1現在)	2,104	11,241	19%
総面積 (万ha) (振興山村はH27.2.1現在、全国はR2.10.1現在)	1,789	3,780	47%
うち林野面積 (R2.2.1現在)	1,513 <85%>	2,477	61%
うち経営耕地面積 (R2.2.1現在)	69 <4%>	323	21%
人口 (万人) (R2.10.1現在)	319	12,615	2.5%

資料：農林水産省「農林業センサス」、総務省「国勢調査」

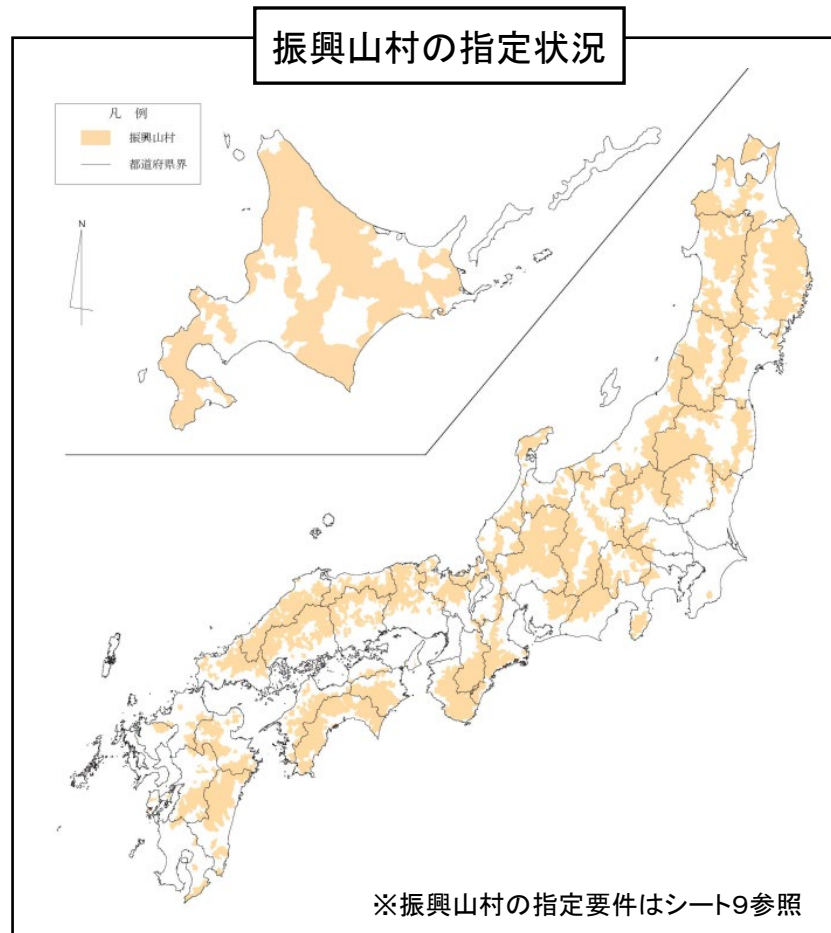
注1: 市町村の全域が「振興山村」となっている市町村を「全部山村」、市町村の一部が「振興山村」となっている市町村を「一部山村」という。

注2: ()内は、全部山村の市町村数である。

注3: < >内は、振興山村の総面積に占める林野面積、耕地面積の割合を示す。

注4: 林野面積とは、現況森林面積に森林以外の草生地の面積を加えた面積をいう。

振興山村の林野面積は、2015年から2020年の変化分を、市区町村ごとに2015年の林野面積に応じて按分し、推計。




※振興山村の指定要件はシート9参照

2 山村の果たす役割

- 山村は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面にわたる機能を有している。
- こうした機能は、山村における農業生産活動や森林の整備等を通じて発揮されるものであり、山村は、我が国の農林水産業の発展や国民生活及び国民経済の安定に寄与するなどの重要な役割を果たしている。

◇ 森林の有する多面的機能

- 土砂災害防止／土壌保全**
 - ・表面浸食防止
 - ・表層崩壊防止
- 保健・レクリエーション**
 - ・保養
 - ・行楽、スポーツ、療養
- 物質生産**
 - ・木材（建築材、燃料材等）
 - ・食料（きのこ、山菜等）
- 快適環境形成**
 - ・気候緩和
 - ・大気浄化
 - ・快適生活環境形成

- 水源かん養**
 - ・洪水緩和
 - ・水資源貯留
 - ・水質浄化
- 地球環境保全**
 - ・二酸化炭素吸収
 - ・化石燃焼代替エネルギー
 - ・地球の気候の安定
- 生物多様性保全**
 - ・遺伝子保全
 - ・生物種保全
 - ・生態系保全
- 文化**
 - ・景観・風致
 - ・学習・教育
 - ・芸術
 - ・宗教・祭礼
 - ・伝統文化
 - ・地域の多様性維持

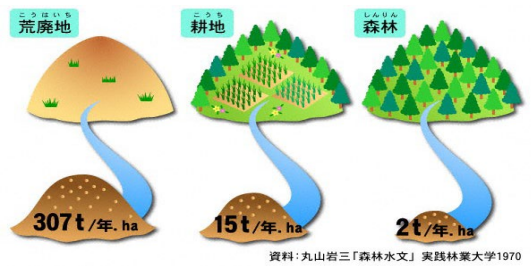
◇ 農業の多面的機能

機能
土砂崩壊防止機能
土壌侵食防止機能
洪水防止機能
河川流況安定機能
地下水かん養機能
保健休養・やすらぎ機能等

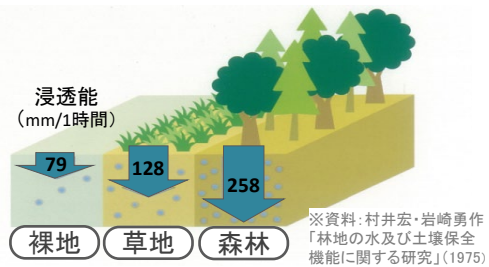
資料：日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」（平成13年11月1日答申）
 注：上表の評価額については、一定の仮定の範囲における試算であり、評価された機能は、農業の多面的機能のごく一部であることに留意する必要がある。
 注：保健休養・やすらぎ機能等には、有機性廃棄物分解機能と気候緩和機能を含む。

資料：「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価に関する調査研究報告書」（株）三菱総合研究所 平成13年11月現在）
 注：【 】内の金額は、森林の多面的機能のうち、物理的な機能を中心に貨幣評価が可能な一部の機能について評価（年間）したもの。いずれの評価方法も、一定の仮定の範囲においての数字であり、その適用に当たっては注意が必要。

【森林の国土保全機能】 流出土砂量の比較

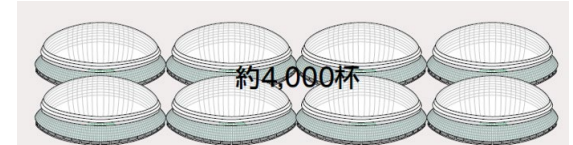


【森林の水源かん養機能】 水資源貯留機能の比較



【農業の洪水防止機能】

水田に貯留できる水の量は、約50億m³(※1)とも言われ、東京ドームの約4,000杯(※2)に相当。



※1 資料：日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」（平成13年11月1日答申）及び関連付属資料
 ※2 資料：東京ドームシティ ホームページ

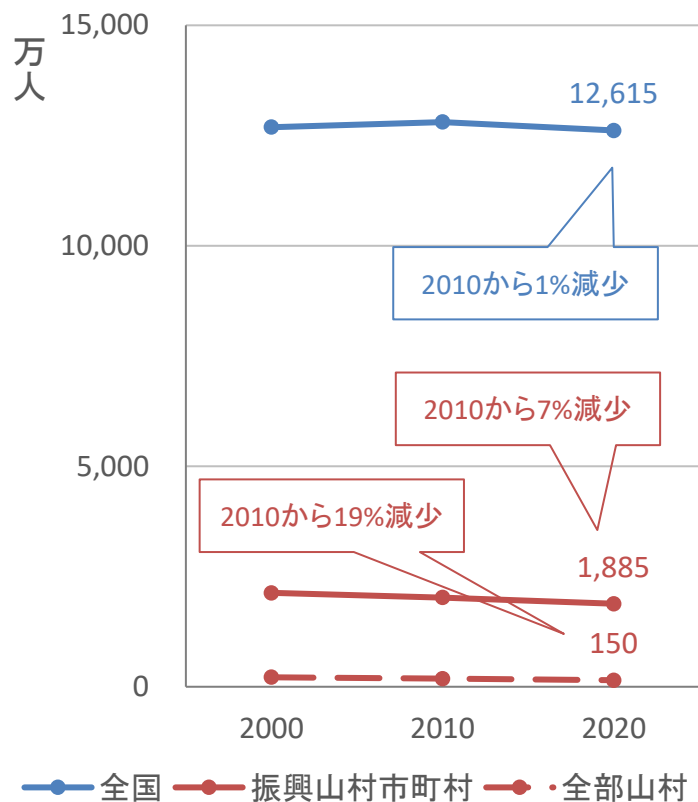
3 山村の実情

(1) 人口動向と高齢化

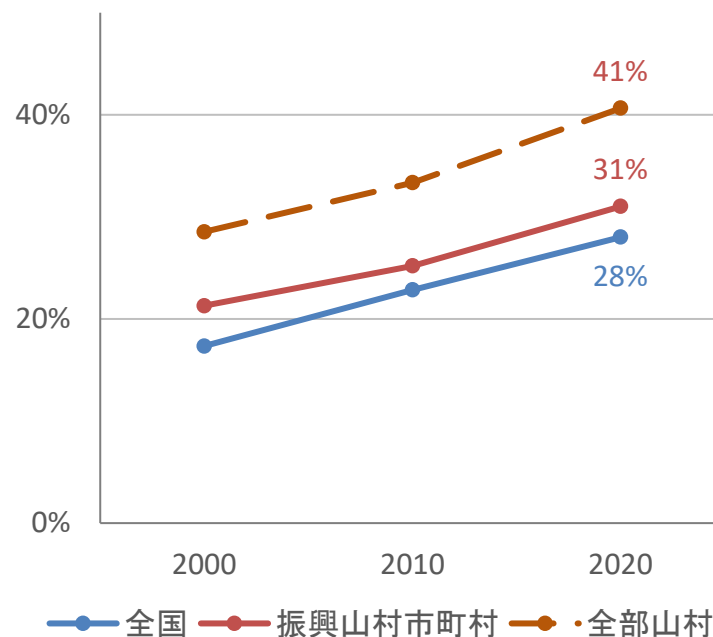
- 人口は、平成22年(2010年)からの10年間で、振興山村市町村(※)では7%減少している(全国は1%減少)。
- 令和2年(2020年)における65歳以上の割合は、振興山村市町村で31%となっており(全国平均28%)、他地域に先がけて高齢化が進行している。

※振興山村市町村は、一部山村を含む。一部山村は、振興山村でない地域を含む。以降、同じ。

人口の推移



高齢者(65歳以上)割合の推移

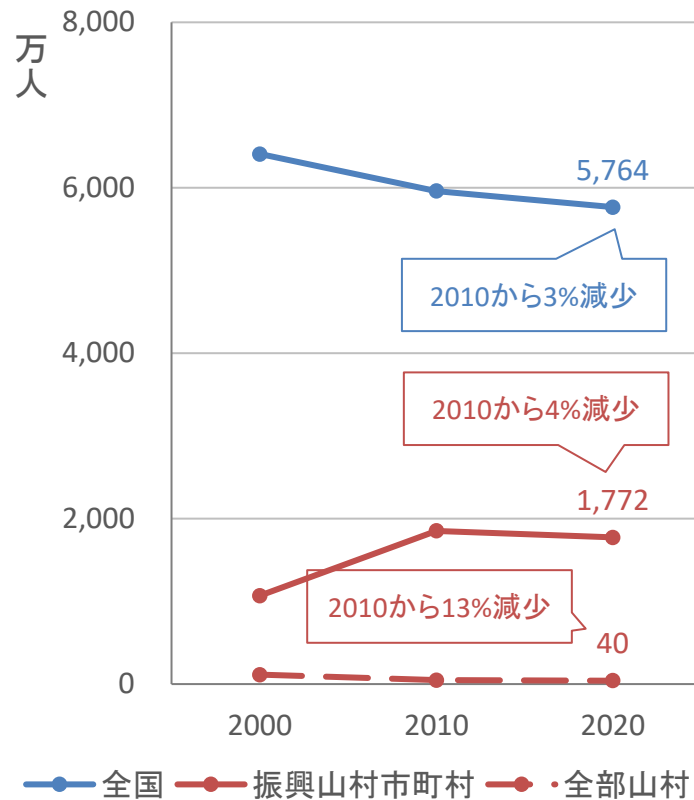


資料：総務省「国勢調査」

(2) 就業状況等

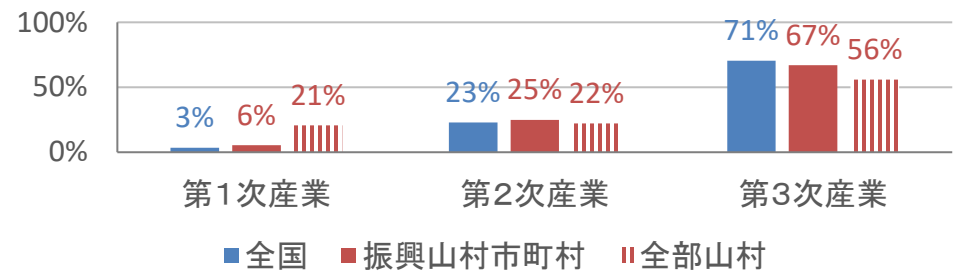
- 就業人口は、平成22年(2010年)からの10年間で、振興山村市町村では4%減少している(全国は3%減少)。
- 部門別の就業状況は、振興山村市町村では、全国と比較して第1次産業の割合が高い。
- 振興山村市町村の平均所得は、全国との差は変わらず、全国の90%の水準。

就業人口の推移



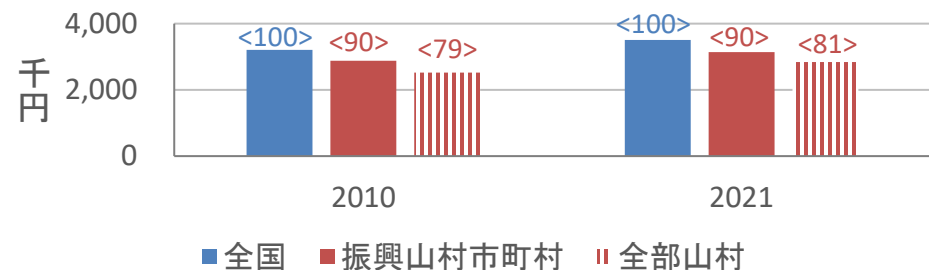
資料：総務省「国勢調査」

就業状況の比較(部門別の就業者数の割合)



資料：総務省「国勢調査」

平均所得



資料：総務省自治税務局「市町村税課税状況等の調

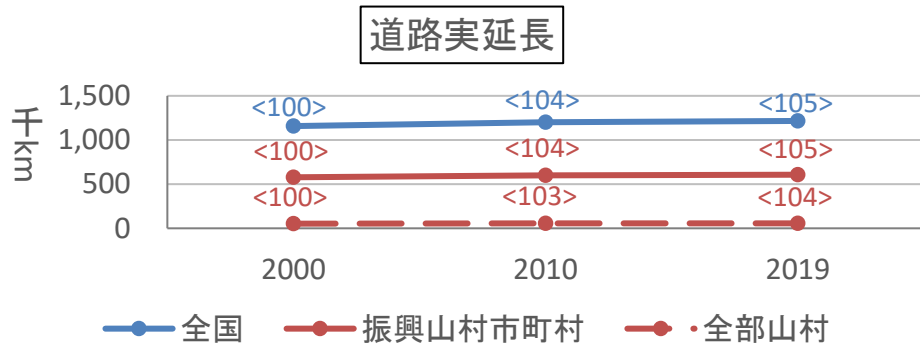
注：〈 〉内は全国を100とした指数

(3) 生活環境の整備状況

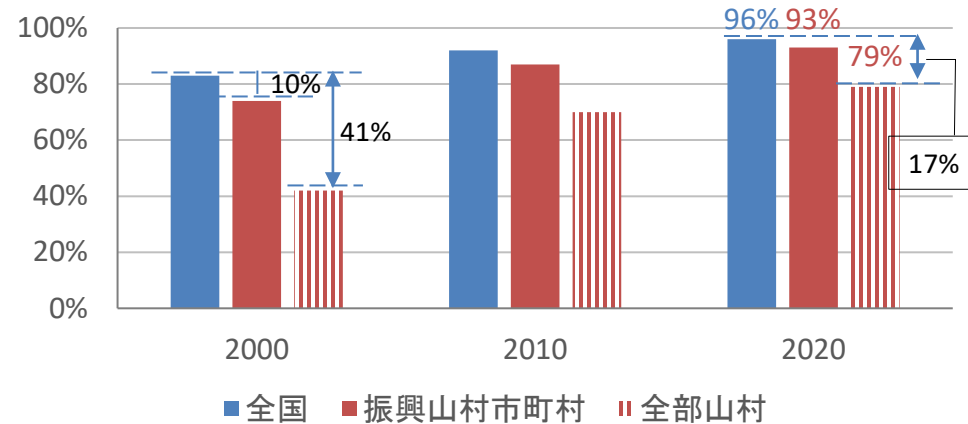
① 道路、下水処理施設

- 道路の整備は、全国、振興山村市町村ともほぼ同等の伸び率で進展している。また、主要道路の舗装率は、振興山村市町村で約97%（全国約98%）と一定の水準に達している。
- 下水処理施設の整備をし尿の水洗化率で見ると、全国との格差は縮小し、振興山村市町村においても93%となっている。

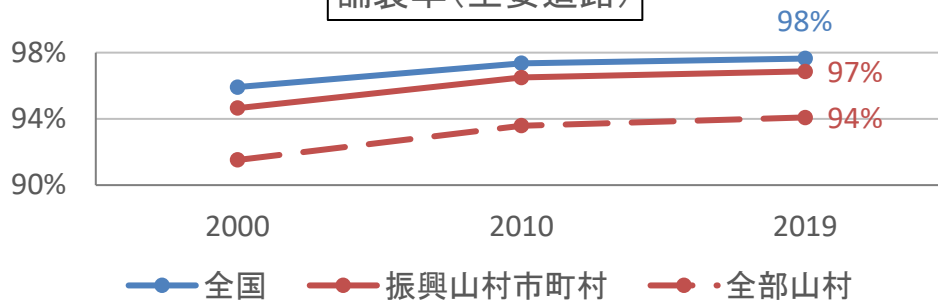
◇ 道路整備の状況



◇ 水洗化率



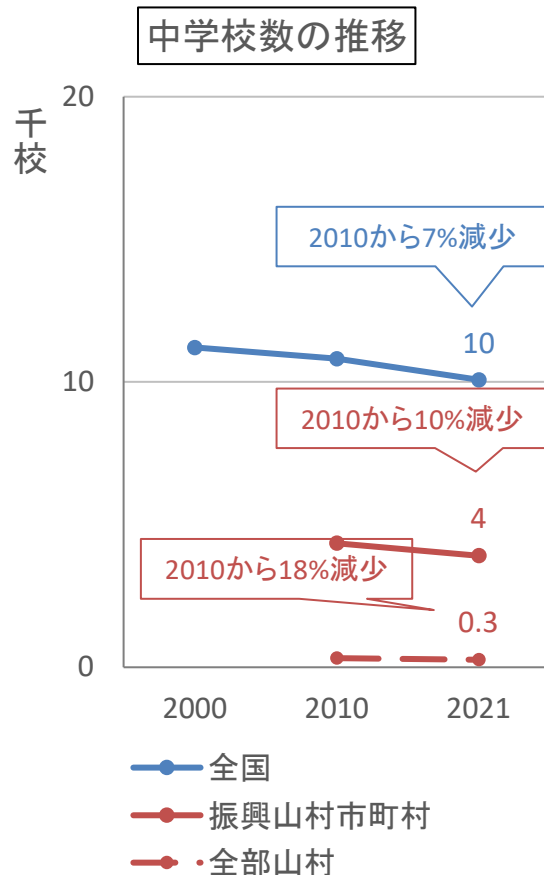
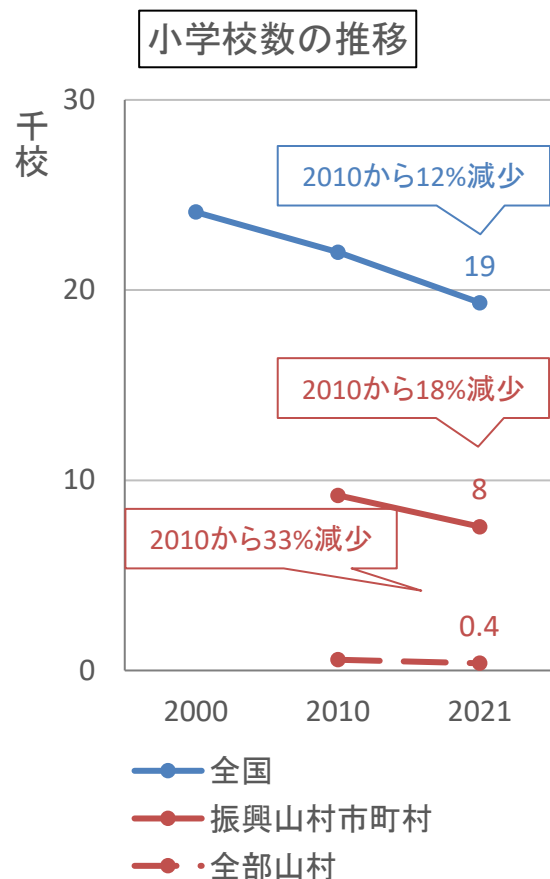
舗装率(主要道路)



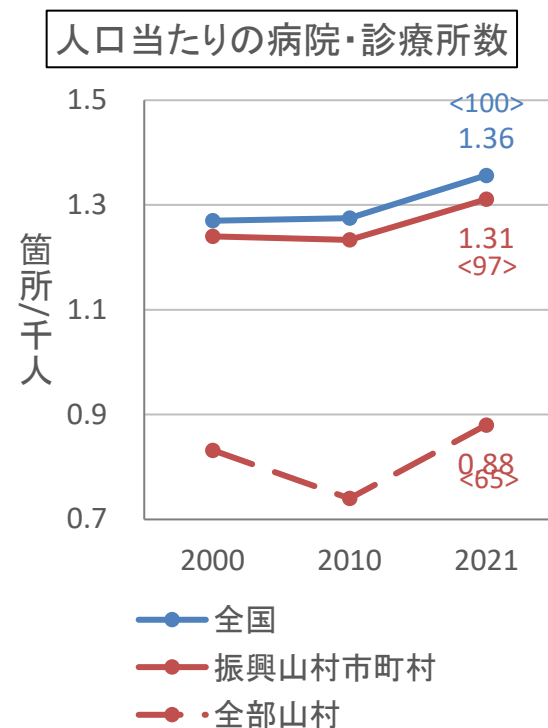
②教育機関、医療機関

- 学校数は一貫して減少し、平成22年(2010年)からの11年間で、小学校数は18%減少(全国は12%減少)、中学校数は10%減少(全国は7%減少)している。
- 病院・診療所数は、人口当たりで見ると、全国の97%の水準(令和3年(2021年))。

◇教育機関



◇医療機関



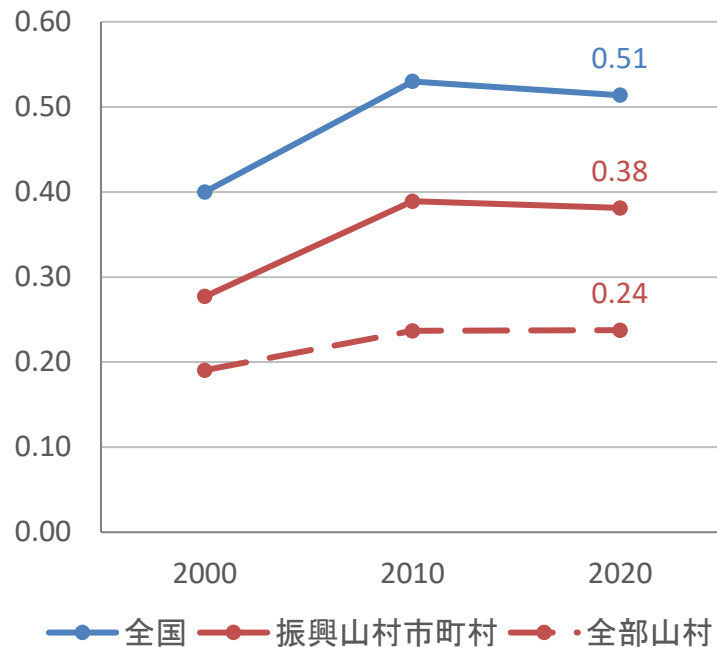
資料：総務省「公共施設状況調」
注：〈 〉内は全国を100とした指数

資料：文部科学省「学校基本調査」

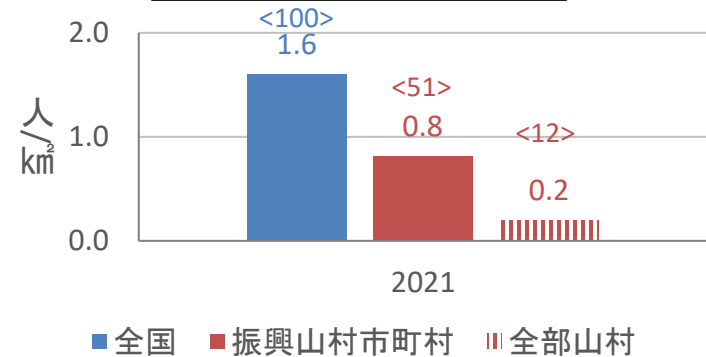
(4) 市町村の状況

- 振興山村市町村の財政力指数は平均で0.38となっており、全国平均の0.51を下回り、厳しい財政状況となっている。
- 市町村職員数は、面積当たりで見ると、全国の51%の水準(令和3年(2021年))。

財政力指数の平均



面積当たりの市町村職員



資料：総務省「公共施設状況調」、総務省「国勢調査」
注：〈 〉内は全国を100とした指数

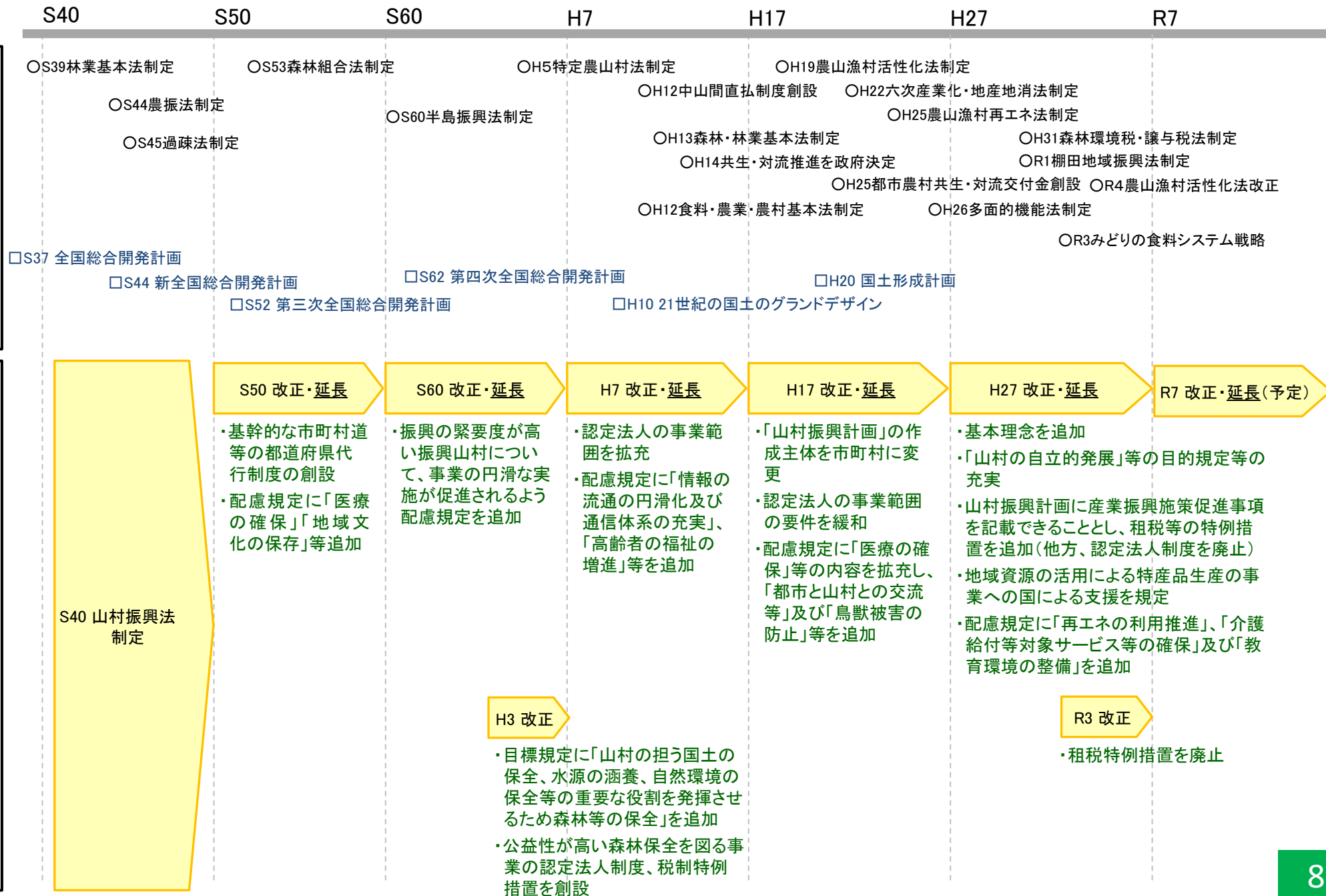
資料：総務省「市町村別決算状況調」、総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」

注：財政力指数とは地方公共団体の財政力を示す指標として用いられるもので、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3年間の平均値を指す。

4 山村振興法について（昭和40年5月11日法律第64号） - 改正経緯

主な法律・制度等

山村振興法の延長と主な改正内容



4 山村振興法について (昭和40年5月11日法律第64号) - 概要

- 山村振興法は、昭和40年に議員立法により10年間の時限立法として制定
- その後、昭和50年、60年、平成7年、17年、27年の5度にわたり期限延長。現行法は令和7年3月31日が期限

山村振興法の概要

目的

国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村における経済力の培養と住民の福祉の向上並びに人口減少の防止を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与する。

概要

○山村の定義(第2条)
 「山村」とは、林野面積の占める比率が高く、交通条件及び経済的、文化的諸条件に恵まれず、産業の開発の程度が低い等の地域であり、政令で定める要件に該当するもの。

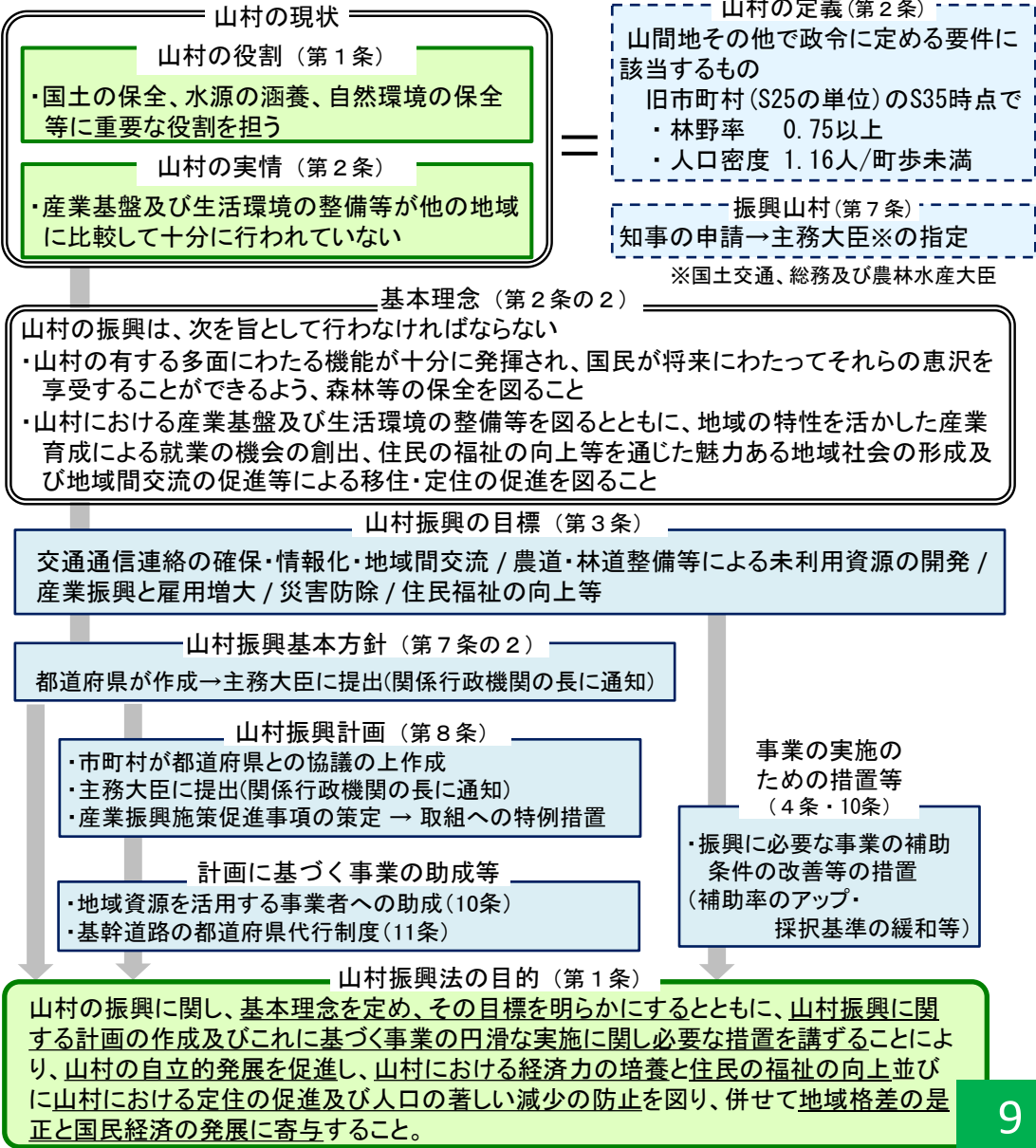
○振興山村の指定(第7条)
 主務大臣(国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣)が、都道府県知事の申請に基づき、国土審議会の意見を聞いて、「振興山村」を指定。

○山村振興の基本理念(第2条の2)
 山村の有する多面的機能が発揮され、国民が将来にわたって恵沢を享受できるよう、森林等の保全を図るとともに、産業基盤、生活環境の整備、産業の育成、福祉の向上、地域間交流の促進等による移住・定住促進を図ること等を旨として推進。

○山村振興基本方針(第7条の2)
 都道府県は、当該都道府県における振興山村の振興に関する基本方針を定めることができる。

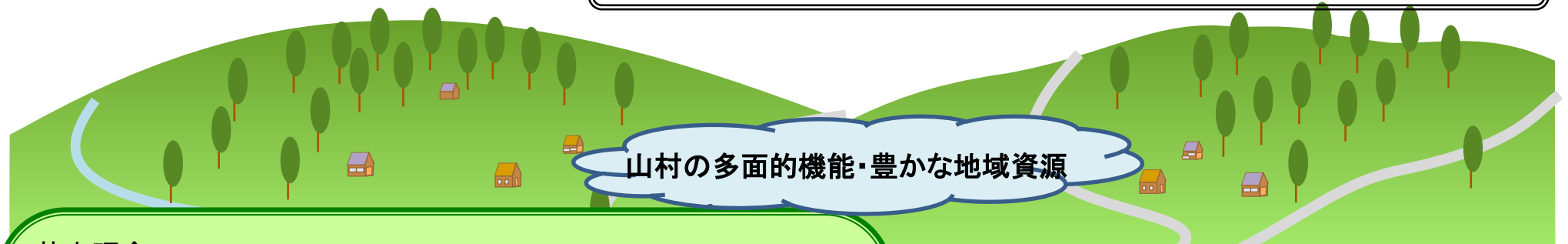
○山村振興計画(第8条、第8条の2～8条の9、第10条)
 市町村は、山村振興基本方針に基づき、都道府県と協議の上、山村振興計画を作成することができる。計画には、農林水産業等の振興のための産業振興施策促進事項も記載することができる。計画や促進事項に基づく事業が円滑に実施されるよう国は助成や特例措置の適用、配慮を行う。

※ 青文字は平成27年法改正によるもの



平成27年法改正における方向性

- 山村の振興に関する基本理念の規定
- 理念に基づき、産業促進を図るための交付金制度等の創設



山村の多面的機能・豊かな地域資源

基本理念
山村の振興は、

- ①山村の有する多面にわたる機能が十分に発揮され、国民が将来にわたってそれらの恵沢を享受することができるよう、森林等の保全を図ること
- ②山村における産業基盤及び生活環境の整備等を図るとともに、就業の機会の創出、住民の福祉の向上等を通じた魅力ある地域社会の形成及び地域間交流の促進等による山村における定住の促進を図ること

を旨として行われなければならないことを基本理念として新たに規定

山村振興計画の規定(産業振興施策促進事項)
産業振興施策促進事項を記載し、国の同意を得た場合、租税特別措置法の規定による所得税又は法人税に関する課税の特例措置 等

産業振興に係る国の支援(交付金)
国は、山村振興計画に基づく、地域資源の活用による特産物の生産の育成等による産業の振興に係る取組を推進する事業に主体的かつ積極的に取り組む振興山村市町村等に対し、必要な費用の助成その他の必要な措置を講ずるものとする規定追加

山村振興計画

基づく取組

地域、事業者への支援

- ・山村活性化支援交付金
- ・税制特例(工業用機械等に係る割増償却) <※R3.3廃止>



地域内発的な産業振興

地域の所得と雇用の確保

定住促進

山村振興基本方針、山村振興計画、支援制度

- 山村振興基本方針は、都道府県が、振興山村の振興の意義及び方向や、施策に関する基本的な事項などについて定める。これに基づき、市町村は、山村振興計画を作成。
- 山村振興計画は、市町村が、山村振興基本方針に基づき、振興の基本方針や、交通通信体系の整備、地域間交流の促進、産業の振興、医療の確保、生活改善のための施策に関する事項などを内容として作成する、総合的な計画。計画に基づく事業が円滑に実施されるよう、山村活性化支援交付金などによる支援が行われる。

山村振興基本方針の作成・変更

年度	H26 以前	H27	H28	H29	H30	R2	計 ※
件数	2	30	2	7	1	2	44

※R1年度、R3～R5年度は、作成・変更がなかった。
 ※大阪府、長崎県、沖縄県には、振興山村がない。
 ※作成・変更を少なくとも1回行った時点のカウントしている。

山村振興計画の作成・変更（R6.3月末現在）

年度	H27	H28	H29	H30	R1
件数	70	41	30	24	17

	R2	R3	R4	R5	計 ※
	43	21	23	14	283

※作成・変更を2回以上行っている市町村の場合、最終変更時点を1カウントとしている。
 ※H27法改正後、作成変更を行った市町村数としている。

山村活性化支援交付金

実施地区数：約280地区（H27～）

（開発商品例：農・畜・水産加工食品、調理食品、雑貨・小物、木材製品、ジビエ加工品、飲料、地域食材メニュー等）

基幹的な市町村道等の整備の都道府県代行制度

基幹的な市町村道、農道、林道及び漁港関連道について、その整備を図ることが特に緊要である場合、山村振興計画に基づき、都道府県が、市町村に代わって、新設・改築を行うことができる。事業費に対する国費による補助率は、50/100等。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
件数	41	41	40	36
うち市町村道	2	3	3	2
うち農道	4	2	2	2
うち林道	35	36	35	32

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
	37	36	29	31
	2	2	2	1
	2	2	0	0
	33	32	27	30

※漁港関連道については、本制度の活用はなかった。

産業振興施策促進事項の取組

- 産業振興施策促進事項は、平成27年3月の山村振興法の一部改正により新設。
- 振興山村市町村は、地域の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、観光の振興その他の産業の振興のための施策の促進に関する事項（産業振興施策促進事項）を山村振興計画の中に記載することができる。市町村が当該事項を記載し同意を得た場合には、当該事項に基づく取組について、各種の支援措置が利用可能。

産業振興施策促進事項の作成状況

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計
市町村	1	4	8	12	10	27	62

支援措置の利用実績

振興山村における工業用機械等に係る割増償却(R2年度限りで廃止)

山村振興計画に記載された産業振興施策促進区域で、山村振興計画に記載された地域資源を活用する製造業や農林水産物等販売業を営む中小企業者が、それらの事業の用に供する機械や建物等の資産の取得等を行った場合、それらの事業の用に供した年度から5年間、通常の償却限度額に普通償却限度額の一定割合に相当する額を加えた額まで、必要経費に含めることができる（割増償却制度）。

利用なし

林業・木材産業改善資金の償還期間・据置期間の延長

産業振興施策促進区域において、林業者、木材製造業を営む者等が、未利用又は低利用の森林資源を活用して地域の産業振興を図る事業を実施する場合に、林業・木材産業改善資金の償還期間及び据置期間をそれぞれ2年延長。

R5年度までに利用なし

補助金等交付財産の目的外使用の際の手続きの簡素化

産業振興施策促進事項に、産業の振興を図る事業として補助金等交付財産を転用して行う事業を記載し、主務大臣及び都道府県の同意を得た時には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の承認を受けたものとみなす。

R5年度までに利用なし

出典 個別の注があるものを除いて、農林水産省調べ

地方税の不均一課税に伴う減収補てん措置(R2年度限りで廃止)

山村振興計画に記載された産業振興施策促進区域で、地域資源を活用する製造業や農林水産物等販売業の用に供する、機械や建物等の資産の取得等を行った中小企業者について、都道府県が不動産取得税、市町村が固定資産税の軽減措置（不均一課税）を講じた場合に、減収分のうち一定の額を地方財政措置で補填。

H30(2018)年度	固定資産税 1件 鳥取県八頭町
R2(2020)年度	固定資産税 1件 鳥取県八頭町

出典 総務省調べ

※ 以下の地方税の不均一課税の実績と一致しないのは、適用要件を満たしていない場合は減収補填措置の対象とならないため。

(参考)地方税の不均一課税の実績

H29(2017)年度	2件 <ul style="list-style-type: none"> 不動産取得税・固定資産税 鳥取県八頭町（自社牧場の鶏卵等を活用した食事の提供。農家レストランの建物・機械等） 不動産取得税・固定資産税 愛知県豊田市（農産物直売所の運営。農産物直売施設）
H30(2018)年度	1件 <ul style="list-style-type: none"> 固定資産税 熊本県八代市（ブランド米の生産・販売。乾燥調製設備一式）
R1(2019)年度	1件 <ul style="list-style-type: none"> 固定資産税 岡山県西粟倉村（木製家具・遊具等の製造。木工製品保管施設）